

住宅・住宅災害・介護構造部分にかかる貸付け 申し込み案内

◎ 貸付けの概要

貸付種別	貸付限度額	償還限度回数	貸付事由
住宅貸付け	組合員期間に応じた額と仮定退職手当の額のいずれか高い額ただし、1,800 万円まで（注）	毎月 360 回 ボーナス 60 回	組合員（任期の定めのない常勤職員）が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入もしくは借入れまたは住宅の敷地の購入、借入れもしくは補修（以下「新築等」という。）をするため資金を必要とする場合
住宅災害貸付け	住宅貸付けに係る貸付限度額の 2 倍に相当する額 ただし、1,900 万円まで	毎月 360 回 ボーナス 60 回	組合員（任期の定めのない常勤職員）が自己の用に供している住宅または住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により 5 分の 1 以上またはこれと同程度の損害を受け、住宅の新築等をするため資金を必要とする場合
介護構造部分にかかる住宅貸付け※	300 万円	毎月 360 回 ボーナス 60 回	組合員（任期の定めのない常勤職員）が要介護者に配慮した構造を有する住宅または介護に必要となる機器が設置された住宅の新築等をするため資金を必要とする場合

※住宅貸付けまたは住宅災害貸付けにかかる住宅が要介護者に配慮した構造を有するもの、もしくは介護に必要となる機器が設置されたものについて、別途、貸付けの申し込みができます。

1 申し込みにあたって（申込資格・注意事項）

- (1) 引き続き組合員期間が6月以上であること。（貸付申込の日において、その日の属する月の末日まで引き続き組合員であるとみなして計算した場合の組合員期間）

また、法に基づく他の共済組合期間が引き続いている場合は通算しますが、任意継続組合員期間は除きます。

なお、任期の定めのある職員（暫定再任用職員、臨時的任用職員、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員、任期付短時間職員、暫定再任用短時間職員、定年前再任用短時間職員、任期付職員等）の方には貸付けできません。

- (2) この貸付金については、貸付日から6か月以内に完了報告書の提出が必要となりますので、貸付けの申し込みの際には、貸付日と代金支払日をお考えのうえ申し込みしてください。

特に契約書等に記載される代金支払日が貸付日以降であるよう契約等を行ってください。

貸付日までに支払済みと判断される金額は、貸付けの対象となりません。

また、契約書等に記載されている金額を超えての貸付けはできません。

- (3) 「組合員（任期の定めのない常勤職員）が自己の用に供する」とは、組合員が住居として用いるという意味であり、投資、賃貸等を目的とする場合は含みません。

なお、次の場合は組合員が自己の用に供するとみなすこととします。

ア 退職後の生活等に備えて、将来（5年以内程度）住居として用いるための土地または住宅を新築等する場合。

イ 単身赴任している組合員が将来自己の住居とすることを目的として、家族のために土地または住宅を新築等する場合。

- (4) 組合員が住居として用いるための土地または住宅※の名義人は、組合員の名義または組合員とその他の者の共有名義であることが条件となります。※貸付け申込対象の土地または住宅のこと。
ただし、組合員の配偶者、子（養子を含む）、父母（養父母を含む）および配偶者の父母が名義人であって、組合員と名義人が同居する場合は貸付けを行うことができます。
この場合において組合員の配偶者および2親等以内の親族以外の者との共有となる物件に対する貸付金額は、住宅貸付けの申込みにおける必要資金の合計額に組合員の持分割合を乗じた額の範囲内で決定します。
- (5) 配偶者および2親等以内の親族の名義の住宅に係る申込事由が、増築、改築、移築 もしくは修理または敷地の補修である場合は、組合員が当該住宅に居住すること（組合員が当該親族と同居することは要しない。）を条件に貸付けを行うことができます。
- (6) 倉庫、車庫、へい等だけを新設または改造する場合も、支部長が必要と認めたときは、住宅の一部とみなして貸付けを行うことができます。
- (7) 車庫等自己の用に供する目的で隣接地を購入する場合も、支部長が必要と認めたときは、住宅の敷地の一部とみなして貸付けを行うことができます。
- (8) 住宅または住宅の敷地の借入れをするため資金を必要とする場合は、当該借入れにつき一時的に必要な資金に限り貸付けの対象とすることができるものとします。
なお、権利金、敷金および礼金等は当該資金の対象となりますが、家賃および地代等継続して支払うこととなるものは含みません。
- (9) 敷地の購入において、都市計画法その他の法令において住宅の建築を制限する規定に該当することが明らかなきときは、当該敷地の購入に対する貸付けはできません。
- (10) 他共済組合で同じ住宅貸付けを受け徴収嘱託を受けている場合は、貸付けはできません。
ただし、借入先の共済組合の貸付金を返済する場合にあっては、借入先の共済組合が作成した残高証明（公立学校共済組合貸付日時点のもの）を添付し申込まれる場合、残高証明書に記載された円単位の貸付けを行います。（返済完了後は貸付け可能です。）

2 貸付けを行うことができない場合

- (1) 貸付けの申込み時に購入等する物件の支払いが既に終わっている場合。
- (2) 他の金融機関等からの借入れの返済に充てる場合。
- (3) 投資・賃貸等を目的と認められる場合。
- (4) 共済組合への償還額（毎月償還の1回当たりの額償還額の合計額に12を乗じて得た額とボーナス併用償還の1回当たりの償還額の合計額に2を乗じて得た額の合算額）と他の金融機関等（互助会等を含む。）からの借入金にかかる年間償還額（返済額）を合算して給料月額（給料＋教職調整額＋給料の調整額）の4.8倍を超える場合。
- (5) 法令に違反する建築または法令に違反する物件の購入を行う場合。
- (6) 差押え中の物件を購入する場合。
- (7) 支部長が償還の確実性がないと認める場合。
償還の確実性がないと認められる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合です。
ア 現に給与の差押えを受けている者。
イ 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者。
ウ 貸付保険事故者（保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除く。）
エ 破産の申立てから破産手続き開始決定までの間にある者または破産手続き開始決定後10年を経過していない者。
オ 民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にある者または再生計画認可決定後10年を経過していない者。
カ 申込みの内容に偽りがあることが認められたとき。

- キ 住宅貸付けまたは住宅災害貸付けについて、当該貸付けに係る住宅の新築等の完了する時期が申込書に記載した完了予定日より遅延した場合において、当該住宅の新築等に確実性がないと認められたとき。
- ク その他、公立学校共済組合貸付規程または公立学校共済組合貸付規程の実施に関する規則に違反したとき。

3 申込方法および貸付金の交付

(1) 申込受け

貸付けを受けようとする月の**前月 20 日【必着】**

(その日が滋賀県の休日を定める条例に規定する休日にあたる場合は、その前日まで)

※申込書に不備、または提出書類に不備・不足がある場合には、受付けを行わない場合もありますので提出に際しては、期日に余裕をもっていただき、不足等のないようご注意願います。

(2) 申し込み方法

次の①から④の書類を作成し、⑤および⑥の書類を添付のうえ、所属所長を経由して提出してください。

※①から④の様式は、滋賀支部ホームページからダウンロードしてください。

- ① 貸付申込書
- ② 貸付借用証書
- ③ 貸付事業における個人情報に関する同意書
- ④ 借入状況等申告書
- ⑤ 団体信用生命保険申込書（希望される場合のみ：7-(3)参照）
- ⑥ 給与支給明細書の写し（直近のもの）
- ⑦ 添付書類【添付書類一覧のとおり】

【介護構造部分にかかる貸付けの申し込みについて】

ア 上記①から⑦の提出書類（⑥は適用を希望される場合のみ）

イ 在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書

ウ 介護構造部分の内容およびその必要額が確認できる書類

エ 介護構造部分を表示した平面図

オ 介護構造部分にかかる工事費用の見積書の写し

※1 介護構造の例等については、10 ページ参照

※2 ①・②は住宅・住宅災害貸付けの申し込みとは別に作成してください。物件の状況欄等の記入は、住宅・住宅災害貸付けと同じ内容を記入してください。

③から⑦の書類については、住宅・住宅災害貸付けと同時に申し込まれる場合は、省略できますが、申し込み時期が異なる場合には、別途必要となります。

◎添付書類一覧

申 込 事 由		添 付 書 類
土地付住宅 (マンション等中高層 共同住宅を含む)	新 築 購 入 (建築中のものを含む。)	(1) 売買契約書の写し (2) 敷地の登記事項証明書 (3) 確認済証の写し (4) 住宅の平面図
	中 古 購 入	(1) 売買契約書の写し (2) 敷地の登記事項証明書 (3) 住宅の登記事項証明書 (4) 住宅の平面図
住 宅	新 築	(1) 工事請負契約書の写し (契約金額が 150 万円以下の場合は、 請書の写しをもってこれに代えることができる。) (2) 敷地の登記事項証明書および敷地の名義人の工事承諾書の写し (3) 確認済証の写し (4) 住宅の平面図
	増 改 移 築 築 築	(1) 工事請負契約書の写し (契約金額が 150 万円以下の場合は、 請書の写しをもってこれに代えることができる。) (2) 敷地の登記事項証明書および敷地の名義人の工事承諾書の写し (3) 住宅の登記事項証明書 (4) 確認済証の写し (5) 住宅の平面図
	購 入	(1) 売買契約書の写し (2) 敷地の登記事項証明書および敷地の名義人の工事承諾書の写し (3) 住宅の登記事項証明書 (新築中のもので未登記の場合は確認済証の写し) (4) 住宅の平面図
	修 理	(1) 工事請負契約書の写し (契約金額が 150 万円以下の場合は、 請書の写しをもってこれに代えることができる。) (2) 住宅の登記事項証明書および住宅の名義人の工事承諾書の写し (3) 修理箇所の図面または写真
	借 入 れ	(1) 賃貸借契約書の写し (2) 住宅の平面図
敷 地	購 入	(1) 売買契約書の写し (2) 敷地の登記事項証明書 (3) 住宅新築工事に係る誓約書※2
	借 入 れ	(1) 賃貸借契約書の写し (2) 住宅新築工事に係る誓約書※2

申 込 事 由		添 付 書 類
敷 地	補 修	(1) 工事請負契約書の写し（契約金額が 150 万円以下の場合は、 請書の写しをもってこれに代えることができる。） (2) 補修箇所の図面または写真 (3) 敷地の登記事項証明書および敷地の名義人の工事承諾書の写し (4) 市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書 （水震その他の非常災害により損害を受けた場合に敷地を補修す るとき。）
住宅災害貸付けまたは貸付規程第7条第4項（住宅貸付けの特例）による住宅貸付けの場合は、上記 に掲げる書類のほか、被災の事実を証明することのできる書類（市区町村、警察署、消防署等の所轄官 公署が発行するり災証明書（り災証明書が発行されない場合は、支部長がこれに準ずると認めた書類）） を添付すること。		

※1 登記事項証明書は法務局で交付された原本を添付のこと。

登記事項証明書は全部事項証明書または現在事項証明書とします。

なお、貸付申込日から3か月以内に交付されたものに限りします。

※2 住宅の敷地のみを購入または借入れするため、住宅貸付けまたは住宅災害貸付けを受
けた借受人は、貸付日から5年以内に住宅を建築しなければならないと規定しています。

当該事由による貸付けの申込人は、貸付けの申込み時に、5年以内に住宅を建築する
旨の誓約書を支部長に提出していただきます。

◎添付書類の特例

住宅貸付けおよび住宅災害貸付けの申込書の添付書類については、次に掲げる場合は、前
記添付書類一覧にかかわらず、その提出を省略、または他の書類をもって代え、あるいはさ
らに必要書類を添付するものとします。

① 提出を省略できる書類

事 由	省略できる書類
都市再生機構または地方公共団体等から土地または住宅もしくは土 地付住宅を購入する場合	登記事項証明書
中高層共同住宅を購入する場合で、土地が居住者の共有名義の場合	敷地の登記事項証明書
10 平方メートル以内の増改築をする場合	確認済証の写し
住宅の新築、増築、改築または移築もしくは購入の場合で、敷地の 名義人が建物の名義人と共有者または同居者である場合（注）	敷地の名義人の工事承 諾書の写し
住宅の修理または住宅の敷地の補修の場合で、当該物件の名義人が 組合員と同居している場合	名義人の工事承諾書の 写し
（注）住宅の名義人について 組合員が住居として用いるための土地または住宅（※）の名義人は、組合員の名義また は組合員とその他の者の共有名義であること。 ただし、組合員の配偶者、子（養子を含む）、父母（養父母を含む）および配偶者の父母 が名義人であって、組合員と名義人が同居する場合は貸付けを行うことができます。 （※）貸付申込み対象の土地または住宅のこと。	

② 提出書類に代えることができる書類

事 由	提出書類に代えることができる書類
宅地造成中の土地を購入する場合	登記事項証明書に代えて、購入物件に該当する造成前の登記事項証明書および購入物件と造成前の登記事項証明書が同一であることにつき造成主または設計者が証明した書面
仮換地および保留地を購入する場合	登記事項証明書に代えて、購入物件の地番、面積、地目、所有権移転登記の時期並びに登記事項証明書の提出ができない理由等を記載した、土地区画整理法に基づく施行者が発行した証明書
都市再生機構又は地方公共団体等から土地または住宅若しくは土地付住宅を購入する場合	売買契約書に代えて、引渡し日および所有権移転登記の時期並びに面積、売買金額が明記された分譲（予定）証明書（積立方式による場合は、分譲積立契約書の写しおよび積立額の証明書）住宅の平面図に代えて、分譲案内書
建築確認を要しない地域に住宅を建築する場合	確認済証に代えて、市区町村長または建築主事の発行する建築主、建築場所、建築面積、工事種別、用途等を明記した建築確認不要証明書（当該証明書が発行されない場合は、申込人の申立書により支部長が確認する。）

③ その他の必要書類

事 由	その他の必要書類
購入する土地または住宅を建築する土地が農地の場合	農地転用許可書の写しまたは農地転用通知書の写し
仮登記されている物件を所有者から購入する場合	仮登記権利者の売買に関する承諾書
仮登記されている物件を仮登記権利者から購入する場合	所有者の売買に関する承諾書
貸付申込日以前に所有権移転登記を完了した場合	当該物件の取引を明らかにする書類（移転登記した理由、取引経緯、契約条件を明らかにした書類）
購入物件の持主（未登記の新築建物にあってはその建築主）と売主の名義とが異なっている場合	売主に売り渡したことを証明する売買契約書の写し、委任状の写し、売渡証明書の写しまたは販売委託契約書の写し等
住宅の増改築、移築または修理の場合で、当該物件が組員名義でない場合	住民票の写し等、組員が居住することを証する書類

4 貸付額について

貸付額は、貸付限度額（自己の借受限度額）の範囲内で、契約金額等の範囲内で必要とする金額とします。

【貸付限度額の算出方法】

次の算出方法で算定した額のうち、組合員にとって有利な方とします。

ただし、算出の結果、貸付限度額を超えた場合は貸付限度額（住宅：1,800万円、住宅災害：1,900万円）となります。

① 組合員期間に応じた額

給料月額（給料＋教職調整額＋給料の調整額）×月数（下表参照）＝貸付限度額

組合員期間	6 月以上 3 年未満	3 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
月 数	10	15	25	35	45

② 仮定退職手当の額

給料月額（給料＋教職調整額＋給料の調整額）×支給率（下表参照）＝貸付限度額

勤続 年数	支給率	勤続 年数	支給率	勤続 年数	支給率	勤続 年数	支給率	勤続 年数	支給率
1	0.5022	10	5.022	19	16.49727	28	32.0571	37	41.7663
2	1.0044	11	7.43256	20	19.6695	29	33.3963	38	42.7707
3	1.5066	12	8.16912	21	21.3435	30	34.7355	39	43.7751
4	2.0088	13	8.90568	22	23.0175	31	35.7399	40	44.7795
5	2.511	14	9.64224	23	24.6915	32	36.7443	41	45.7839
6	3.0132	15	10.3788	24	26.3655	33	37.7487	42	46.7883
7	3.5154	16	12.88143	25	28.0395	34	38.7531	43	47.709
8	4.0176	17	14.08671	26	29.3787	35	39.7575	44	47.709
9	4.5198	18	15.29199	27	30.7179	36	40.7619	45	47.709

(2) 貸付金の交付（貸付日、送金口座）

決定した貸付金は、毎月 25 日（金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日）に申込人が指定した金融機関の本人名義口座へ直接送金します。

注：住宅・住宅災害・介護構造部分にかかる貸付けについては、契約書等に記載がある代金の支払日の直前の貸付日を原則とします。

また、金融機関の送金にかかる手続き等の関係から貸付日当日を代金決済日とするのは避けてください。

(3) 貸付金の借換え

既に住宅貸付けを受けている組合員が、修理、リフォーム等で新たに貸付事由が生じた場合、支部長は当該貸付けの未償還元金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けを行うことができます。

借換えでの貸付申込金額は、貸付け限度額の範囲内で必要とする金額に未償還元金を加えた額の 10 万円未満を切捨てた金額で申込みを受け付けます。

(4) 貸付金償還表の交付について

貸付が決定した際に、貸付金決定通知書と併せて貸付金償還表を交付します。

借受中の貸付金の残高はこの償還表で確認していただきますので大切に保管してください。

なお、紛失された場合にあっては「貸付金償還表再交付申請書」の提出により再交付を行います。

ただし、貸付金償還表は再交付を受け付けた以降のものとなります。

貸付金の残高については、電話での回答は行っていないので、予めご承知願います。

5 住宅貸付保険（抵当権および保証人）

公立学校共済組合の貸付金は、抵当権および保証人の設定等はいりません。

損害保険会社と公立学校共済組合が「住宅貸付保険」の契約し、その保険料の一部を借受人の負担とし、貸付金利率に上乗せをして徴収しています。

万一、借受人が貸付金を返済できない場合については、公立学校共済組合は債権を保険会社に保険金と引き換えに譲渡し、公立学校共済組合の債権保全を図ります。

6 返済方法等

貸付けを受けられた場合は、貸付月の翌月から、毎月、給与から控除することで償還していただきます。（注意：貸付申込時に設定された償還回数は、償還途中での変更はできません。）

また、返済方法には、毎月償還とボーナス併用償還を選択していただくことができますが、ボーナス併用償還は、貸付金額が100万円以上のときに選択が行え、貸付金額の1/2以内で50万円単位分をボーナス（6月・12月）返済とすることができます。

(1) 貸付金利率

利率（年利）は変動金利となり、平成30年1月に利率が改定されました。

貸付金利率には、令和6年6月現在の利率は次のとおり。

なお、貸付金利率には、貸付保険料充当額（年0.06%）が加算されています。

貸 付 種 別	利率（年利）
住 宅	1.32%
介 護	1.06%
住宅災害	0.99%

(2) 毎月償還

毎月償還にかかる利息の算定は、貸付金交付日（貸付日）の属する月の翌月から徴収することとし、1月を単位（1月に満たない場合は1月）として算定します。

① 償還回数

償還限度回数 360回

貸付けの申込に際し、償還限度回数の範囲内で希望する回数を設定していただきます。

なお、退職までの期間に関係なく希望する回数となります。

ただし、1回の償還額は、貸付け申込人の給料月額（給料＋教職調整額＋給料の調整額）に10分の3を乗じて得た額を超える償還回数にはできません。

② 償還額

1回当たりの償還額は、貸付金額に償還回数に応じた賦金率を乗じて得た金額（1円未満の端数は四捨五入）となります。

(3) ボーナス併用償還

ボーナス併用償還にかかる利息の算定は、貸付金交付日（貸付日）の属する月から徴収することとし、6月ないし12月ごとの6か月を単位として算定します。

ただし、6月に満たない期間については、1月を単位とします。

① 償還回数

償還限度回数 60回

（毎月償還回数を6で除して得た回数の範囲内での希望する回数となります。）

ただし、1回の償還額は、貸付け申込人の給料月額（給料＋教職調整額＋給料の調整額）に10分の6を乗じて得た額を超える償還回数にはできません。

② 償還額

1回当たりの償還額は、貸付金額に償還回数に応じた賦金率を乗じて得た金額（1円未満の端数は四捨五入）となります。

(4) 繰上償還

貸付金の償還中に未償還元利金の全部または一部を繰り上げて償還することができます。繰り上げ償還方法は、次の申し出を受け付けた際、繰り上げ償還を希望された月の初めに文書にて振込先等を連絡しますので、最寄りの金融機関から振り込みにより償還いただきます。

① 全額繰上償還

「全額繰上償還申出書」を繰り上げて償還しようとする月の前月20日（その日が休日に当たるときは、その前日）までに提出してください。

② 一部繰上償還

一部繰上償還できる金額は、借受中の貸付金の償還方法に応じて次のとおりとなります。

ア 償還方法が毎月償還のみの場合 10万円以上

イ 償還方法がボーナス併用償還の場合 20万円以上とし、その金額の2分の1以上をボーナス償還にかかる未償還元利金に充当することとします。

一部繰上げ償還を行われた場合には、償還残回数の範囲内で償還回数を再設定することとなります。

(5) 償還の猶予

次の事由に該当する場合は、申し出により償還の猶予ができます。

事由	猶予期間
育児休業の承認を受けたとき	育児休業の承認期間内
引き続き1か月以上の介護休業（時間取得を除く）の承認を受けたとき	介護休業の承認期間内
心身の故障のため休職となり、給料の全部が支給されないとき※1	当該無休休職の期間内 ただし、傷病手当金または傷病手当金附加金（公務または通勤災害におけるこれに類する給付を含む。）の支給を受けている期間は除く。
配偶者同行休業の承認を受けたとき※2	配偶者同行休業の承認期間内（3年を限度とする）

※1 借受人が傷害または疾病により就業障害状態となった場合に貸付金の返済金相当額を補填する「債務返済支援保険」制度があります。

※2 海外に赴任する配偶者に同行するための休業

猶予された償還金は、猶予期間が終了した月の翌月（ボーナス償還の場合は、直後の6月または12月）から、猶予された償還期間の範囲内で、毎月償還およびボーナス償還の償還額に上乗せして償還または一回払い、もしくは二回払いにより返済していただきます。

7 団信制度

教育貸付けの借受人は、組合と生命保険会社及び損害保険会社との間で契約している「団体信用生命保険」および「債務返済支援保険」の適用を受けることができます。

これらの保険の加入は、任意加入となります。

(1) 団体信用生命保険

この保険は、借受人が償還期間中に死亡または一定の障害状態となった場合に、借受人または相続人（遺族）に代わって保険会社が残存債務の一切を共済組合に返済するものです。

(2) 債務返済支援保険

この保険は、「団信」の適用者である借受人が償還途中で病気・障害または所定の精神障害により就業できなくなった場合に、組合員およびその家族の生活の安定に資するとともに貸付金の債権保全を図るため、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）を保険金として加入者に支払われるものです。

(3) 留意事項

これらの保険は任意加入となりますので、加入を希望される場合は、貸付申込書の団信にかかる「適用・非適用」欄に○印を付し、「団信制度適用申込書」を併せて提出してください。

この保険の保険料は、保険契約者が共済組合であり、年末調整等の生命保険料控除の対象にはなりません。

貸付けの申し込み時に加入を希望される場合は、公立学校共済組合まで連絡してください。「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」を送付します。

8 完了届

住宅貸付け、住宅災害貸付けまたは介護構造部分に係る貸付けの借受人は、新築等が完了したときは直ちにその旨を「完了報告書」（様式は貸付決定時に送付します。）に、必要書類を添えて支部長に報告していただきます。

在宅介護対応住宅貸付けの完了報告書に添付する書類については、当該貸付けのみを行った場合を除き、他の貸付けに添付する書類の写しとします。

9 即時償還

貸付金を借受中の組合員が次の事由に該当した場合は、貸付金の未償還元利金を即時償還していただきます。

- ① 組合員の資格を喪失したとき。
 - ② 退職手当の支給を受けることができるとき。
 - ③ 申込み内容に偽りのあることが認められたとき。
 - ④ その他、貸付規程または貸付規則に違反したとき
- (1) 退職手当が支給される方は退職手当から控除しますが、控除できなかった未償還元利金がある場合には、振り込みにより返済していただきます。
 - (2) 人事異動に伴い公立学校共済組合の資格を喪失する場合についても原則、即時償還の対象となります。

なお、公立学校共済組合の他の支部で引き続き資格を取得される場合は、転出先の支部で償還を継続することができます。（転出に際して退職金を受給される場合を除く。）

また、地方職員共済組合滋賀県支部・滋賀県市町村職員共済組合の組合員資格を取得される場合は、徴収の囑託を選択していただくこともできます。

10 介護構造部分にかかる貸付け

介護構造部分にかかる住宅貸付けについては、普通構造部分にかかる貸付け申込みを行わない場合においても、貸付けを行うことができます。

また、申込時における要介護者の有無を問いません。

【在宅介護対応住宅基準例】

- (1) 介護対応構造
 - ア 段差の解消
 - イ 手すりの設置または設置可能な下地補強
 - ウ 車椅子が利用できる幅の廊下・居室等
 - エ 洋式で広いトイレ
 - オ 入浴しやすい浴槽
- (2) 介護機器の設置
 - ア ホームエレベーター
 - イ 天井走行リフト
 - ウ 階段昇降

☆介護対応構造工事

要介護者の生活の利便性を現在または将来において確保するために、平面計画上の配慮を行うとともに、床の仕上材を滑りにくいものにし、床の段差を解消し、浴室、便所、階段等に手すりを設置する等の次のような工事と考えます。

玄 関	・ 座って靴を履き替えることなどを考え、余裕のある広さにする。 ・ 手すりを設けるかまたは手すりの設置に備えて壁を補強する。 ・ 床は滑りにくい仕上材を使用する。
要介護者の 部屋・居間	・ 寝室スペースと居間のスペースに分けられる。 ・ 寝室スペースは昼間ベッド利用のために、また、居間スペースは昼間の活動や友人とのつき合い、病気になったときの看護者の就寝などのために確保する。 ・ できれば 1 階とし、直接戸外に出られるとよい。階段の昇降の困難、庭いじりを好むこと、非常時の避難を考慮する。 ・ 敷居等の段差を解消し、床は滑りにくい仕上材を使用する。 ・ 手すりを設けるかまたは手すりの設置に備えて壁を補強する。
寝 室	・ ベッドの配置がしやすいよう計画する。 ・ 枕元近くにスイッチを設け、電気を一括して消せるようにする。ブザーやインターホンなどを設置する。 ・ 枕元に物を置けるように配慮する。 ・ 敷居等の段差を解消し、床は滑りにくい仕上材を使用する。 ・ 手すりを設けるかまたは手すりの設置に備えて壁を補強する。
食 事 室	・ 食事は大きな楽しみとなるので、ゆったりと落ち着いて食事できるよう配慮する。 ・ イス座とユカ座を足腰の状態や好みで選べるとよい。座ったままで手の届く範囲に、食器や調味料などが置ける収納があるとよい。 ・ 敷居等の段差を解消し、床は滑りにくい仕上材を使用する。 ・ 手すりを設けるかまたは手すりの設置に備えて壁を補強する
廊 下	・ 敷居等の段差を解消し、床は滑りにくい仕上材を使用する。 ・ 手すりを設けるかまたは手すりの設置に備えて壁を補強する。 ・ 常夜灯をつけるとよい。とくに寝室と便所の間に必要。 ・ 三路スイッチを活用する

階 段	・ 路面 18cm 以上、蹴上げ 22cm 以下とし、勾配をゆるくする。 ・ 路面は滑りにくい仕上材を使用する。 ・ 手すりを連続的につける。できるだけ両側に。 ・ 段鼻が出ているとつまずきやすく、蹴込み板がないと滑ったり不安感を持つので避けたい。 ・ 踊場のある階段がよく、まわり階段やらせん階段は望ましくない。 ・ 2 以上の照明器具を設け、各階で点灯できるものとする。 ・ 足元が暗がりにならないよう、フットライトを設ける
便 所	・ 寝室の近くに設ける。 ・ 腰かけ式便器とする。 ・ 動作のしやすさや介助が必要なときを考え、広めのスペースをとりたい。 ・ 手すりを設けるかまたは手すりの設置に備えて壁を補強する。 ・ 暖房が必要である。 ・ コンセントを設ける。 ・ 扉は外開きか引戸とし、外から開錠できるようにしておく。 ・ 非常用のブザーをつける。 ・ 床は段差を解消し、滑りにくい仕上材を使用する
浴室・脱衣室	・ 介助が必要なときを考え、広めにしたい。 ・ 浴槽は埋め込み型とする。また、浴槽の縁を広くしたり、浴槽に連続する台を設けて腰かけてから入れるようにするとよい。 ・ 床面から浴槽の縁までの高さは、30cm 以上 50cm 以下とする。 ・ 浴槽の出入りのための立ち上がり棒や、浴槽壁面の手すりをつける。 ・ 床は滑りにくい仕上材を使用する。 ・ ハンドシャワーをつけるとよい。 ・ 転倒したときに危険な突出部、鋭角部のないようにする。 ・ 扉は外開きか引戸とし、転倒したときにガラスで怪我をしないように少なくとも腰高までは普通ガラスを避け、強化ガラス、アクリル板等の使用が望ましい。 ・ 非常用のブザーをつけることが望ましい。 ・ 脱衣室は、いすに座って脱ぎ着できるよう十分なスペースをとっておく。 ・ 浴室との急激な温度差を避けるため、脱衣室も暖房する
洗 面 所	・ 洗面器は、体を支えても大丈夫なように堅固に取り付ける。 ・ 水栓コックは操作しやすいもの（レバー式）がよい。 ・ 手すりを設けるかまたは手すりの設置に備えて壁を補強する。 ・ 床は段差を解消し、滑りにくい仕上材を使用する。 ・ コンセントを設ける